

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成十六年第一回臨時会

平成十六年三月二十六日  
教育センター五階中研修室

# 新宿区教育委員会

《平成十六年第一回臨時会》

日時 平成十六年三月二十六日（金）  
場所 教育センター五階中研修室

出席者

新宿区教育委員会

委員長	熊谷洋一
委員	木島富士雄
委員	櫻井美紀子
教育長	山崎輝雄

説明のため出席した者

次長	今野隆
中央図書館長	鹿島一雄
教育政策課長	吉田悦朗
教育指導課長	三島紀人
学校運営課長	濱田幸二
教育整備課長	木村純一
生涯学習振興課長	田辺俊雄
生涯学習財団担当課長	秋重知子

書記

教育政策課管理係長	久澄聰志
教育政策課管理係主査	田中義一

## 《 議 事 日 程 》

### 議 案

- |       |         |  |
|-------|---------|--|
| 日程第一  | 議案第二十二号 | 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則               |
| 日程第二  | 議案第二十三号 | 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則       |
| 日程第三  | 議案第二十四号 | 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則           |
| 日程第四  | 議案第二十五号 | 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則                  |
| 日程第五  | 議案第二十六号 | 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則                  |
| 日程第六  | 議案第二十七号 | 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第七  | 議案第二十八号 | 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則                       |
| 日程第八  | 議案第二十九号 | 新宿区立総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則                        |
| 日程第九  | 議案第三十号  | 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則                   |
| 日程第十  | 議案第三十一号 | 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則             |
| 日程第十一 | 議案第三十二号 | 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則                      |
| 日程第十二 | 議案第三十三号 | 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正                              |
| 日程第十三 | 議案第三十四号 | 教育財産の用途廃止について                                    |
| 日程第十四 | 議案第三十五号 | 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則                   |

## 報 告

- 一 平成十六年第一回新宿区議会定例会における代表質問及び複数会派の一般質問並びに答弁趣旨（次長）
- 二 教育管理職の異動（教育指導課長）
- 三 平成十五年度第二回新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰について（教育指導課長）
- 四 地域学校協力体制の整備について（教育指導課長）
- 五 四谷地区三小学校統合協議会委員の委嘱について（教育環境整備課長）
- 六 新宿区社会教育委員の会議の提言について（生涯学習振興課長）
- 七 その他

熊谷委員長

それでは、ただいまから、平成十六年新宿区教育委員会第一回臨時会を開催いたします。  
本日の会議には内藤委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。  
本日の会議録の署名者は、木島委員にお願いいたします。

## 議 案

## 議案第二十二号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長

それでは、議事に入ります。

「日程第一 議案第二十二号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第二十二号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第一 議案第二十二号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。お手元の議案概要によりまして御説明いたします。

件名が「新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

概要でございますが、一般職の職員の給与改定に合わせまして、まず非常勤職員の報酬額を改定する。それから、新設の職の報酬額を定める。それと通勤費相当分の算定額、限度額等を改めるため、この規則を改正するものでございます。

改正内容でございますが、（一）通勤手当の支給方法の変更がございまして、一カ月定期分から六カ月定期分ということになりましたので、それに基づきまして通勤運賃等相当額の算定方法、限度額について要綱で定めることとするものでございます。これは、要綱につきましては限度額が四万五千五百円から五万五千円というものでございます。

参考がついておりますので、これが要綱として、それから議案の新旧対照表がありまして、その最後のところに要綱がついております。これは一応今後次長決定で要綱を定めるものでございますが、まだ今調整中でございます。ここに第二条のところに通勤相当分の算定方法がございまして、これで最初の第一項が、非常勤職員の一カ月当たりの通勤に必要な運賃等に相当する額は五万五千円を限度とすると限度額が定められております。それから、二番目でございますが、一カ月の勤務日数が十六日以上非常勤職員の通勤相当分は、職員の通勤手

当に関する規則により算定した額とするということをごさいますして、これは六カ月定期分で算定するというものをごさいます。それから、三項をごさいまするが、一カ月の勤務日数が十六日未満の非常勤職員の通勤相当分は、平均の一カ月当たりの通勤所要回数分、これは年間を通じての勤務を要する回数を十二で割った数をごさいます。これに合わせて規則により算定した額とする。これはいわゆるプリペイドカードとか回数券等を利用するというようなことを原則ということでごさいます。それから、報酬の減額をごさいまするが、この後御説明いたしますが、第三条のところ報酬の減額をごさいます。非常勤職員が欠勤したときは、勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの基本報酬額を減額するというものをごさいますして、一枚めくっていただきましたところに、その計算方法が書いてあるということをごさいます。それから、報酬の支給及び返納につきましては、区の職員の例によるということをごさいます。

前に戻りまして、概要の方に戻りたいと思いますが、(二)をごさいます。今、要綱でお話ししましたように、非常勤職員が欠勤したときは、欠勤した時間分の報酬を減額する規定を設けるということをごさいます。

(三)学校医、体育指導委員を除く非常勤職員の報酬額を〇・七九%引き下げるものをごさいます。これは、一般職の職員の給与改定につきましても〇・七九%の減額ということで行っておりますので、それに合わせたものをごさいます。

それから、(四)をごさいまするが、青少年委員が今回廃止されますので、その分を削除し、スクール・コーディネーターが新設されましたので、その報酬額月額八千二百円を定めるものをごさいます。

表をごらんいただきたいと思いますが、表の新旧対照表をごさいます。五枚目のところに対照表をごさいます。これは左が改正案をごさいます。右側が現行をごさいます。左側の別表第二条関係のところ、最初の二つの段は小・中学校、養護学校、また幼稚園の学校医の報酬をごさいます。これにつきましては変更ごさいますせん。それから、社会教育指導員についてはこのとおりに減額されている。二十四万三千九百円が二十四万二千元に減額されているということをごさいます。それから、体育指導員についても、これは減額はごさいますせん。それから、これにつきましては月額八千二百円ということ、交通費相当程度ということですので減額しないということをごさいます。それから、スクール・コーディネーターにつきましては八千二百円、新たに制定するということをごさいますして、右側の現行の同じ欄のところ青少年委員をごさいまするが、これは削除するということをごさいます。以下、教育研

究調査員等についてもそれぞれ減額するという規定でございます。

それから、その下のところに削除とございます。右側の現行のところに備考がございまして、これは下から三行目のところですが、月額四万四千五百円を限度として、通勤費相当分として報酬に付加して支給することができる規定でございますが、これは表で定めるのではなくて、一枚戻っていただきまして、新旧対照表の改正案、現行というところがございます。その左側、第二条のところの第二項、第三項が新たに追加して規定してございます。第二項について、先ほど言いましたような表の備考にありますような規定をここで定める。通勤に必要な運賃等に相当する額を、報酬に付加して支給できると定めたものでございます。なお、この三項につきましては、欠勤した時間数についての規定でございます。

これは施行日が平成十六年四月一日でございます。

提案理由は、職員の給与の改定に合わせて報酬額を改定するとともに、規定を整備する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

熊谷委員長

ありがとうございました。説明が終わりました。御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

今の本文の方は関係ないんですが、議案概要の（四）が八万二千元になっているのは八千二百円。

教育政策課長

すみません。ミスプリですので訂正していただきたいと思います。月額八千二百円でございます。

熊谷委員長

いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。これは職員の給与の改定に合わせた改定ということでございますので、それでは、他に御意見、御質問がなければ、「議案第二十二号 新宿区教育委員会非常勤職員の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、原案のとおり決定をさせていただきます。

議案

議案第二十三号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第二十四号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長

次に、「日程第二 議案第二十三号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第三 議案第二十四号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」は、関連する議案ですので、一括して議題とし、一件ずつ採決をすることといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、「日程第二 議案第二十三号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び「日程第三 議案第二十四号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を一括して議題といたします。

では、議案第二十三号及び議案第二十四号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、日程第二、議案第二十三号及び日程第三、議案第二十四号について一括して御説明いたします。

まず議案第二十三号でございますが、「新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

これは、公益法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の施行に伴いまして、年次有給休暇の繰り越しの規定を整備するため、この規則を改正するものでございます。

改正内容でございますが、勤務実績を算定するに当たりまして、公益法人等へ派遣されて勤務しなかった期間を、勤務した日数とみなすことと定めるものでございます。これは、年次有給休暇を繰り越しする場合は、翌年度に繰り越しの要件といたしまして、二十日間を限度とするものと、それから、前年度の勤務実績が八割以上あるということで翌年度繰り越しができるというものでございまして、前年度に公益法人等へ派遣されていた期間につきましても、そのときの勤務実績を勤務した日数とみなすというふうなことでございます。

施行日が、平成十六年四月一日でございます。

それから、第二十四号議案でございます。「新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

これも同様に、公益法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の施行に伴いまして、公益法人等からの復帰時の給料月額調整の規定を整備するため、規則を改正するものでございます。

これは、申しわけございませんが、ちょっと新旧対照表をごらんいただきたいと思います。議案第二十四号の新旧対照表、左が改正案で右が現行でございます。この目的、第一条のところに「公益法人等への職員の派遣等に関する条例第五条の規定に基づき」というものをつけ加えたものでございます。（二）でございますが、これは十六条の二、公益法人等からの復帰時における給料月額調整でございますが、これにつきましても、ここに書いてありますように、派遣期間を引き続き勤務したものとみなして給料月額を調整するというような規定でございます。なお、この規定につきましては、あらかじめ特別区人事委員会と協議して行うものとするものでございます。

附則でございますが、この規則は、平成十六年四月一日から施行するものでございます。

提案理由でございますが、それぞれ、公益法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

熊谷委員長

ありがとうございました。説明が終わりました。まず、「議案第二十三号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問がありましたら、どうぞお願いをいたします。いかがでしょうか。

特段に御意見、御質問がないようでございますので、「議案第二十三号 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、議案第二十三号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第二十四号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

この議案についても特段の御意見、御質問がないようでございますので、「議案第二十四号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、議案第二十四号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第二十五号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第二十六号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

議案第二十七号 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長

次に、「日程第四 議案第二十五号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第五 議案第二十六号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」及び「日程第六 議案第二十七号 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」は、関連する議案ですので、一括して議題とし、一件ずつ採決をするということによろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、「日程第四 議案第二十五号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第五 議案第二十六号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」及び「日程第六 議案第二十七号 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」を一括して議題といたします。

では、議案第二十五号、二十六号及び二十七号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、日程第四、議案第二十五号、それから日程第五、議案第二十六号及び日程第六、議案第二十七号について、一括して御説明いたします。

最初に、「第二十五号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

これにつきましては、公益法人等への新宿職員の派遣等に関する条例の施行に伴いまして、期末手当の支給対象外職員等の規定を整備するほか、兼業等規制の見直しに伴い、育児休業している職員の勤務期間等の規定を整備するため、この規則を改正するものでございます。

一枚おめくりいただきまして、あと、新旧対照表もちょっとごらんいただいた方がわかるかなと思いますので、三枚目のところでございます。改正案が左、現行が右でございます。

まず（一）、第二条第二項第二号の関係でございます。期末手当の支給対象外職員に公益法人等派遣職員を加える。すなわち、派遣職員については支給しないというものでございます。

それから(二)、第三条の第四号でございますが、育児休業をしている職員の勤務した期間以外の期間とされる、職務専念義務を免除され、給与の減額免除の承認を受けていない期間から講演等を行った期間を除外するというものでございます。この第三条につきましては、勤務していない期間としてみなされて、基本的には、この(四)については支給しないというふうな規定でございます。職務に専念する義務の特例に関する条例第二条の規定により、職務に専念する義務を免除され、これは職務を行わなくてもよいということでございます。かつ、減免基準第二条に規定する承認を受けていない期間、これにつきましては、職務に専念義務を免除された場合は、当然給与については減額されるものでございますけれども、この規定につきましては減額を免除するという規定でございます。これを承認されていないというふうな規定でございます。こういった場合には支給しないということでございますが、その規定から、この(二)のところに戻りまして、例えば講演等を行った期間については除外するというので、講演等を行った場合は勤務した期間とするということで、この期間については期末手当の支給の対象とするということでございます。なお、育児休業の期間につきましては、育児休業している期間の二分の一は在職期間とみなすという規定がございます。期末手当の対象となるということでございます。

次に(三)、在職期間の算定に当たっての除算期間とされる、職務専念義務を免除され、給与の減額免除の承認を受けていない期間から講演等を行った期間を除外するというのでございまして、これも新旧対照表の次のページですけれども、第五条の二項第二号でございます。五条の二(二)のところ「又は講演等を行った期間を除く」というものを追加するものでございまして、先ほど御説明したものと同じで、これにつきましては、講演等を行う期間につきましても、結果的には在職期間とするということで期末手当の支給対象となるということでございます。

次に(四)、派遣期間等に係る在職期間算定の特例の規定に、公益法人等に派遣されている期間を加えるというものでございます。これは第六条のところでございます。これにつきましては、派遣期間中に指示欠勤等があったというふうな事例でございまして、指示欠勤があれば、当然期末手当の期間の対象外とするものでございます。ということで、派遣期間中にそういうふうな指示欠勤等があった場合は、その後、区の方に戻った場合につきましても除算期間と、派遣期間中に指示欠勤したものについては期末手当の対象外とするような規定でございます。

次に(五)でございます。期末手当の一時差しとめ処分に係る条例の適用を受ける職員と

して在職した期間とみなす規定に、公益法人等派遣職員の派遣職員として在職した期間を加えるというものでございます。これは、派遣中に例えば刑事事件等がございまして、それについてまだ確定していない場合でございます。その後、辞職する、職をやめた場合についてですけれども、その場合、本来期末手当につきましては一時差しとめ処分にするというような規定がございまして、いわゆる派遣中でなくても、私どもについても刑事事件があつて確定していない場合に、その確定しない間に職をやめた場合について、期末手当については一時差しとめ処分して、当面は、とりあえずは期末手当を支給しないということでございます。それが、例えば公益法人等に派遣したときの刑事事件について確定していない場合、その後離職した場合につきましても、当然のことながら期末手当の一時差しとめ処分をするというふうな規定でございます。

次に、「第二十六号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

これにつきまして、(一)から(四)でございますが、これは二十五号議案の(一)から(四)までと同じ規定でございます。なお、(五)の先ほどの一時差しとめ処分につきましては、勤勉手当については規定がございません。

次に、「第二十七号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

これは、給与を受けながら兼業先団体より報酬を得ることを解消するという趣旨から、報酬を得ている場合について、給与の減額を免除することができる場合の基準から外すということとするほか、規定を整備するというものでございます。これは、いわゆる兼業先団体でも報酬を得ている場合には、本業の団体からの給与については、二重払いをしないために給与を減額するという規定でございます。

改正内容でございますが、(一)でございます。給与の減額を免除することができる場合の基準中、次の三つの場合に、「報酬を得ずに」の要件を加えるというものでございまして、これもちょっと新旧対照表をごらんいただきたいと思います。幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する新旧対照表、左が改正案、右が現行でございます、ちょっと長い表がございまして、これの八と十と十三、左側の別表第二条関係で八と十と十三につきまして、それぞれ国または地方公共団体等の事務または事業に従事する場合、それから十につきましては、新宿区教育委員会以外が主催する講演会等で講演を行う場合、それから十三につきましては、教育公務員特例法の第十七条に基づき兼職等を行う場合につ

いて、報酬を得ずにと、そういうような要件を加えるものでございます。これにつきましては、先ほどの二重払いをしないというようなものの規定ということになっております。

それから、(二)でございますが、教育公務員特例法の改正に伴いました引用条項が改められております。これは改正案の前の表に戻っていただきまして、十三のところの教育公務員特例法の改正のところがございますが、これは二十一条から十七条というふうに特例法が改正されましたので、第十七条というふうに改正するものでございます。

なお、経過措置といたしまして、規則を施行する場合に、今、兼業の許可または兼職の承認を受けている者の給与の減額の免除の基準につきましては、現に受けている許可、承認の期間中は、なおこれまでの例によるというものでございます。

施行日が平成十六年四月一日でございます。

提案理由といたしましては、公益法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の施行及び兼業等規制の見直しに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

熊谷委員長

説明が終わりました。「議案第二十五号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いをいたします。

櫻井委員

まず講演等という、講演というのはどういったものをいうんですか。かなり期間の長いものなんでしょうか。

教育政策課長

講演の期間が長いというだけではなく、一日のその日の何時間かやるという、それも一日ということになります。それから、この場合は多分、今、委員がおっしゃったように、ある程度の期間があるというものが想定されると思います。これは勤務した期間というふうなことの決めているところでございますので、二日、三日とか、そういうようなことも含まれるかというふうに考えております。

櫻井委員

講演の種類というのは、要するに我々が考えている講演ですか。一、二時間で済んだらどうするんですか。

教育政策課長

一、二時間という、要するにそれは時間でございますので、これはあくまでも勤務した日数ということでございます。例えば一日の研修講師ですとか、それを何回かに分けてやるというような、そういうことを想定したものだというふうに考えております。

熊谷委員長

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第二十五号 新宿区幼稚園教育職員の期末手当

に関する規則の一部を改正する規則」を原案どおりに決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、議案第二十五号は原案のとおり決定いたしました。次に、「議案第二十六号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

櫻井委員

すみません。兼業って何ですか。兼業と兼職とどう違うんですか。

教育政策課長

兼職につきましては、公共的な団体というふうなものを同時に業務に当たる、兼業については、民間の企業等で業務を行う場合には兼業というふうにとらえております。

熊谷委員長

よろしいですか。

ほかに御意見、御質問がないようでございますので、「議案第二十六号 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。議案第二十六号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、「議案第二十七号 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をお願いいたします。

これは、先ほどの説明では二十六号議案とほとんど同じ理由ということでございますので、ほかに御意見、御質問がないようでございますので、「議案第二十七号 新宿区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することができる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、議案第二十七号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第二十八号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長

次に、「日程第七 議案第二十八号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」について議題といたします。

では、議案第二十八号の説明を教育政策課長からお願いいたします。よろしくお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第七 議案第二十八号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

これは、新宿区立学校通学区域に関する規則でございますが、今回、第五次学校適正配置計画に基づきまして、戸塚・大久保地区の区立中学校の廃止及び設置がございました。それで通学区域を定めるため、この規則を改正するものでございます。なお、それぞれの学校の設置条例につきましては、第一回定例区議会で議決されまして、三月二十四日に交付されたところでございます。

改正内容でございますが、戸塚第一中学校及び戸山中学校の通学区域を統合して、西早稲田中学校の通学区域とするものでございます。

(二)でございます。東戸山中学校及び大久保中学校の通学区域を統合して、新宿中学校の通学区域とするものでございます。

なお、議案の規則の新旧対照表にそれぞれ区域がございますけれども、これは説明を省略させていただきます。

なお、施行日が平成十七年四月一日でございます。

提案理由でございますが、第五次学校適正配置計画に基づく、戸塚・大久保地区の区立中学校の廃止及び設置に伴い、通学区域を定める必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

熊谷委員長

説明が終わりました。「議案第二十八号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」について、御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

いかがでしょうか。

これは特に御意見、御質問もないようでございますので、「議案第二十八号 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、原案のとおり決定をいたしました。

議 案

議案第二十九号 新宿区立総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷委員長

次に、「日程第八 議案第二十九号 新宿区立総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育政策課長

では、議案第二十九号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

それでは、「日程第八 議案第二十九号 新宿区立総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

これは、使用料の返還につきまして、使用承認の取り消しの場合と使用変更の場合に整合性を図るため、この規則を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。これは、申しわけございませんが、新旧が先ほどと逆になっておりまして、右側の方が改正後の改正案でございます。この第九条のところでございます。使用申請の変更申請期限を一カ月前までに改めるものでございまして、これまでは期限が定められていないところでございます。それから、変更申請に伴い使用料を返還する場合を、五日前から一カ月前までに変更承認された場合に改めるというものでございまして、第十四条のところ旧が五日前とございますが、これを一カ月前と改めるものでございます。

なお、経過措置といたしまして、改正後の規定につきましては、平成十六年十月一日以降の使用について適用するものでございます。なお、申し込み日でございますけれども、これは使用日の属する月の三カ月前の第一水曜日から使用日の五日前までという申し込みになっております。ただし、この改正の場合は、さらに周知期間を含めまして約三カ月プラスいたしまして、六カ月後以降の使用について適用されるものでございますので、今回、四月一日から改正を施行するものでございますので、十月一日以降の使用について適用するというものでございます。

施行日につきましては、平成十六年四月一日でございます。

提案理由でございますが、使用料返還について規定を整備する必要があるためでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

熊谷委員長

説明が終わりました。御意見、御質問、どうぞお願いいたします。

木島委員

そうすると、これは五日前までだったのが一カ月前までということは、ちょっと厳しくなったということですか。

生涯学習

実態的には厳しくなっております。理由につきましては、一カ月前、五日前ということでございますが、安易な申請をなくすということと、もう一つは、不適正な使用承認の変更を防止するというところでございます。不適正な使用の変更といいますと、一カ月前から、実際五日前までは自由に変更ができてしまうということでございます。そうしますと、変更と

振興課長

申しますと、例えば第九体育室に変更するとか、あるいは日にちの変更も含まれます。実際に五日前までに日にちを変更した場合、これは取り消しとなりますと、一カ月以降になりますと、一カ月以降五日前までは半額の返還、五日以降になりますと全額の没収ということになりますので、これを防ぐために変更という形で、二カ月先とか日にちを飛ばしてしまおうですね。日にちを飛ばした場合に、改めて一カ月前に取り消しを行えば、これは全額返還になるという仕組みになっておりますので、こういったケースが多々見られるということでございます。こういったものを防止するという事になってございます。

熊谷委員長

いかがでしょうか。ほかにもございますか。

よろしければ、「議案第二十九号 新宿区立総合体育館条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、原案のとおり決定をさせていただきます。

議案

議案第三十号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷委員長

次に、「日程第九 議案第三十号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第三十号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第九 議案第三十号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

これは、屋外体育施設の予約システムの更新に伴いまして、今回、屋外体育施設につきましてインターネットで予約できるようなシステムに更新する予定でございます。それに伴いましてインターネットによる申し込みを加えるということと、それから、使用料の返還等につきまして、先ほどの第二十九号議案で御説明したようなことで、使用変更等の整合性を図るため規則を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。スポーツプラザ条例施行規則新旧対照表でございます。右側が改正案でございます。

まず、第十一条のところ、庭球場の使用申し込み、使用承認取り消し申請方法に申込書、それから電話に加えてインターネットによる申し込みを加えるものでございます。これは第十一条、それから第十二条について、電子受付システムを追加したものでございます。

それから、第十四条の第一項でございますが、ここに使用承認の変更申請期限を一カ月前までに改めるものでございます。

一枚おめくりいただきたいと思っております。使用料の返還でございますが、変更使用に伴い使用料を返還する場合を、五日前から一カ月前までに変更を承認された場合に改めるものでございます。なお、この使用承認の変更申請期限一カ月及び使用料を返還する場合の一カ月前までに変更を承認された場合につきましての規定については、平成十六年十月一日以後の使用について適用するものでございます。

施行日は平成十六年四月一日でございます。

提案理由でございますが、屋外体育施設の予約システムの更新に伴う利用申し込み方法及び使用料の返還等について規定を整備する必要があるためでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

ありがとうございます。説明が終わりましたので、御質問、御意見をお願いしたいと思います。

この議案につきましても、特段に御意見、御質問がございませんようでしたらば、「議案第三十号 新宿区立大久保スポーツプラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を原案どおりに決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

ありがとうございます。それでは、原案のとおり決定をさせていただきます。

熊谷委員長

熊谷委員長

議案

議案第三十一号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷委員長

次に、「日程第十 議案第三十一号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

では、議案第三十一号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第十 議案第三十一号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

これにつきましては、屋外体育施設の予約システムの更新に伴って、インターネットによる申し込みを加えるほか、開場時間、休場日を改めるとともに規定を整備するため、この規定を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。四枚目でございます。これはまた改正案が

右側にございます。

まず、第七条でございますが、体育施設の使用申し込み、使用承認取り消し申請方法に、申込書、電話に加えましてインターネットによる申し込みを、電子受付システムという申し込みを加えるものでございます。第七条及び第十条で改正がございます。

それから、一枚おめくりいただきまして表が出ております。別表第一でございます。これは、こちらの方が一応改正前でございます。それから、もう一枚めくっていただきますと改正後の表がございます。それで御説明いたしますと、国民の祝日につきまして規制を整備するというところでございまして、これまで国民の祝日というような言い方をしておりましたけれども、正確に、国民の祝日に関する法律に規定する休日というようなことで改正させていただいております。

それから、西戸山公園野球場及び落合中央公園野球場の休場日から毎週金曜日を削るというものでございます。改正前では、落合中央公園野球場につきましては休場日が毎週金曜日というふうになっておりますが、これを削除いたしまして、ただ単に十二月二十九日から翌年一月三日までが休場日というふうなことでございます。また、落合中央公園野球場の十二月から二月までの金、土、日曜日及び休日の開場時間を午後三時までであったものを午後五時までに改めて、二時間延長するという規定がございます。この真ん中の開場時間のところの三番でございます。十二月から翌年二月までの金、土、日ということでございます。

それから、申込書による申し込み期間につきまして規定整備として、「閉庁日を除く」の文言を加えるというものでございますが、別表第二のところでございますけれども、この下の方の別表第二、恐れ入ります、この別表第二、第七条関係でございます。六条関係でございませぬので御訂正をお願いしたいと思います。改正後のところでございますけれども、別表第二、下の段にございます。第七条関係でございます。これは使用の申し込み、承認という項目でございます。この真ん中の段でございますが、申込書による申し込みについて、「閉庁日を除く」という文言を入れたものでございます。これまで閉庁日を除くという規定がなかったというところですが、実質的には閉庁日は申込書による申し込みができなかったところで規定を整備したというところでございます。

それから、空き施設申し込み期間につきましても、「閉庁日を除く」というものをつけ加えさせていただきました。

それから、下のところ、備考がございます。備考の(一)、(二)、(三)でございますけれども、これを新たに規定するものでございまして、電子受付システムによる申し込み期

間を定めて、その受付時間を午前六時から午後十時までとするものでございます。現行では電話応答の申し込みにつきましては午前八時から午後八時まででございますが、電子受付システムということでインターネットでできるようになりましたので、午前六時から午後五時までを申し込み受付時間とするものでございます。

施行日は、平成十六年四月一日でございます。

提案理由が、屋外体育施設の予約システムの更新に伴う利用申し込み方法及び開場時間等について規定を整備する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

熊谷委員長

ありがとうございました。いかがでしょうか。説明が終わりましたので、御質問、御意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

櫻井委員

すみません。電子システムというのは電話も入るわけですよ。そうすると、音声対応サービス、電話ですとそうなるんでしょうか。そうしますと、時間も午前六時から十時まで音声でやってくれる。でも、インターネットというのは何時にやったってよいのではないんでしょうか。

生涯学習  
振興課長

確かに電話も本来時間制限というのはいかようでも対応できるかなと思いますが、実態上、確かに電話とインターネット、これをあわせまして受け付けないと不公平ということもございますので、時間の調整ということで、ちょっと時間を延長してございますが、電話応答サービスのある程度延長の可能な範囲にインターネットを合わせるということになっていると思います。

櫻井委員  
生涯学習  
振興課長  
櫻井委員  
生涯学習  
振興課長

でも、そうすると、電話の音声対応というのは人間がするんですよ。テープじゃなくて。音声応答サービス、これは機械で応答いたします。

結局は金曜日が休場日だということですね。

物によって違うんですが、金曜日を休場から外すと、拡大するというのがございます。休場日を除外してございますね。毎週金曜日は休場日だったんですが、例えば西戸山公園野球場の場合でございますが、毎週金曜日は休場日でしたが、今後は金曜日は開場日とする。効率をよくするためということでございます。

木島委員  
生涯学習  
振興課長

そうすると、休場日は十二月二十九日から一月三日までだけなんですよ。

おっしゃるとおりでございます。

木島委員  
生涯学習  
振興課長  
木島委員  
生涯学習

何で今まで金曜日は休みだったんでしょうね。  
野球場の整備のために一日を設けてあるということでございます。

櫻井委員

そうすると、もう整備しなくていいんですか。  
全天候になってございますので、その部分につきましては整備がそれほど必要がなかろうかということからの判断かと思えます。

生涯学習  
振興課長  
木島委員

すみません。これは各野球場なり公園に管理者というか責任者が常駐というか、いるんでしょうか。  
一応管理委託を行っている業者の方が管理を行っております。

櫻井委員

確かにおりますよね、野球場の入り口のところに。何で金曜日は電気が消えているのかなと思っていただけでも、わかりました。

木島委員  
生涯学習  
振興課長  
木島委員  
生涯学習  
振興課長  
熊谷委員長

でも、休場日がなくなっちゃったら、その分だけ高くなるんじゃないですか。お給料というか、払う経費が。それは関係ないんですか。

その場合は、その部分だけいただくんじゃないですかね。  
お手元に資料がございませんが、多分内部努力でそれはやっているんじゃないのかなと。

使用料がかかりますもんね。  
使用料につきましては、当然ながら収入がふえるような形になってございます。

ありがとうございました。それでは、ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第三十一号 新宿区立公園内体育施設の管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、原案のとおり決定をさせていただきます。

議案

議案第三十二号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長

次に、「日程第十一 議案第三十二号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育政策課長

では、議案第三十二号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

それでは、「日程第十一 議案第三十二号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

これにつきましても、屋外体育施設の予約システムの更新に伴いまして、インターネットによる申し込みを加えるほか、規定を整備するためでございます。

これも新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、まず、一枚目のところで第二十六条のところを見ていただいて、インターネットによる申し込み、電子受付システムということ、それから二十七条についても同様の改正がございます。

それから、一枚めくっていただきまして、別表第二でございます。これは改正前が上、改正後が下になっております。これにつきましても、申込書の申し込み期限について、規定整備として閉庁日を除く文言を加えたものでございます。下の段でございます。それから、電子受付システムによる申し込み期間につきまして、午前六時から午後十時までとするというものでございます。

申しわけございません。電子受付システムの申し込みにつきましては、第二項で空き施設申し込み期間を使用月の前月の二十日から使用日までというふうに改正してございます。

施行日が平成十六年四月一日でございます。

提案理由が、屋外体育施設の予約システムの更新に伴う利用申し込み方法について規定を整備する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

熊谷委員長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、御意見、御質問をどうぞお願いいたします。

櫻井委員

そうしますと、これは夜間照明設備云々の文言を入れなくてもよくなったということですか。

教育政策課長

これにつきましては、電話サービスによる申し込みの上の段でございます。改正前のところで、空き施設の申し込み期間が使用月の前月の二十日から閉庁日を除く使用日の四日前までと主な規定があります。それで、除外規定として夜間照明設備を使用するときは使用日までというふうになっております。したがって、改正後につきましては前月の二十日から使用日までということでございますので、夜間照明設備を使用するときは、もともと使用日前でございましたので同じ規定となっております。

櫻井委員

それで、すみません。これも有料なんですか。

生涯学習  
振興課長  
熊谷委員長

こちらの施設については有料でございます。

いかがでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第三十二号 新宿区立学校施設の活用に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、原案のとおり決定をさせていただきます。

議案

議案第三十三号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正

熊谷委員長

次に、「日程第十二 議案第三十三号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」を議題といたします。

では、議案第三十三号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第十二 議案第三十三号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」について御説明いたします。

まず概要で御説明いたしますが、これはまず、文書管理システムの導入によりまして、事案の決定等の方式の規定を新宿区教育委員会文書等取扱規程で規定するというものでございます。それから、決定関係者の範囲を削り、権限の委譲を図るなど迅速な決定を行えるようにするとともに、規定を整備する必要があるため、この規則を改正するものでございます。

新旧対照表の横長のものがございます。これもちょっとごらんいただきながら御説明したいというふうに思います。

まず、新宿区教育委員会文書取扱規程の訓令名を改正し、訓令名を新宿区教育委員会文書等取扱規程とするものでございます。これにつきましては、文書取扱規程につきましては、まだ調整できておりませんので、今後調整してやっていきたいと思っております。この条項は、第二条の用語の定義のところの（五）、改正案、左でございます。この下線部分のところでございます。第二条の（五）新宿区教育委員会文書等取扱規程というふうに改正するものでございます。

第二条の第六号でございますが、事案の決定についてでございます。右側の現行でございますが、現行では「事案について、最終的にその意思を決定することをいう」とございますが、これを削除いたします。この事案の決定については、別の文書等取扱規程で定めるもの

でございます。

それから、恐れ入ります。二枚目の右側の現行でございます。その下のところ、事案の決定等の方式がございます。第四条でございますが、ここまでは事案決定規定で事案の決定及び決定関与については押印または書面により行うものすると規定されてございますが、今後は文書等取扱規程で定めるということでございます。この部分を削除するというものがございます。一枚めくっていただきまして、右側の第二項、事案代決、決定関与の代行、それから三項等も同様でございます。

それから、事案の代決、左側でございます。第四条のところでございます。事案の代決でございます。これは至急に事案の決定を行う必要がある場合におきましては、決定権者が不在であるときは、かわりの者が決定するとなっております。ここに表がございます。例えば教育長のところがございますが、教育長が不在の場合は次長が代決するということでございます。ただし、次長が不在の場合、教育政策課長が代行すると、そういうような規定でございます。ここにつきまして、上から三段目のところの教育政策課長のところでございますが、ここで教育政策課長が不在の場合は、教育政策課の管理係長が代決するものがございますが、なお、管理係長も不在の場合につきましては、教育政策課の事案につきましては主管の係長、教育政策課の係長がもう一係ございますので、その係長が代決する。教育政策課以外のものにつきましては主管の課長が代決すると、そういうような規定に変更するものがございます。

それから、その下でございますが、また「課長（教育政策課長を除く）」とございます。この右側をちょっとごらんいただきたいと思いますと思いますが、ここに「課長（支出を伴うもの）」、「課長（支出を伴わないもの）」ということで、これまで事案決定の代決を行ってきたわけでございますが、今回、これを変えまして、教育政策課長とそれ以外の課長というふうな区分けで代決の規定をするものがございます。

それから、次に、この下の審議及び審査のところ、第五条でございます。これにつきましては、これまで規定で、当該決定規定でございますが、審議、審査、決定関与代行、協議の条文につきまして、これ以降、決定権者主体の表現に改めるということでございます。これは主語として表現するということでございます。ちょっとこれは技術的なものがございます。横長の上から四枚目になります。ここに表が入っておりますけれども、このところ一番上のところに、「掲げる者に」というのがございます。これは、掲げる者が今後決定関与を行うというふうな表現に変えたというような意味合いで書いてあるところがございます。

それから、「課長が決定する事案（支出を伴うもの）」でございますが、今のごらんいた

だいた表の委員会が決定する事案、教育長が決定する事案、次長が決定する事案、それから課長が決定する事案（支出を伴うもの）につきまして、文書取扱審議の審査を行わないというふうな規定になっております。右側をごらんいただきますと、右側のところの真ん中の欄ですけれども、例えば委員会の決定する事案について、その上のところに教育長、次長、教育政策課長云々とあります。ここは審議とございます。その下に文書主任及び主管の文書取扱主任が審査するとなっております。この主管の文書取扱主任を削除したものでございまして、そういうことで、主管の文書取扱主任の審査は行わないでいいというような規定でございします。

それから、教育長の決定関与の代行でございします。これは次の第六条、左側の第六条でございします。事案の決定関与の代行というものでございします。これにつきまして、教育長の決定関与の代行につきまして、次長が不在の場合につきましては教育政策課長に代行させる、対応させることとしたというものでございします。

それから、一枚めくっていただきまして、右側をごらんいただきたいと思ひます。審査の基準、第九条というものがございします。これにつきましては、第二条のところをちょっと開けますと、第二条のところに審査といたしまして、調査及び検討をして意見を決定権者に表明するというような項目がございします。この調査及び検討するということのみで基準となるということで、この第九条の審査の基準については削除するというものでございします。

それから、左側の方へいきまして、第九条、報告とございします。これにつきまして、決定関与代行者につきましては、決定関与者への報告の規定を設けたというものでございします。これは、決定関与を行った場合は報告せよということにございします。

それから、定例的なもの、別表でございしますけれども、今度はもう一つの縦長のこういう表がある……。あちらこちらに行つて申しわけないんですけれども、これが上のところに改正前と、それから改正後というものがございします。改正後の方をごらんいただきたいというふうに思ひます。改正後のところで、それぞれこれにつきましては定例的なものは原則として課長の決定事案とするということ、それから、それぞれの項目で特に重要なもの、重要なものというふうな言い方をしておりますけれども、これに追加いたしまして、やや重要なものというものをに入れて規定整備して、それぞれ権限を委譲するというようなことにするものでございします。

ちょっとあちらこちらに行つてわかりにくかったと思ひますけれども、説明を終わりたいと思ひます。施行日は、平成十六年四月一日でございします。

提案理由は、文書管理システムの導入により、規定を整備する必要があるためでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

熊谷委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞお願いいたしたいと思えます。

櫻井委員

全然本題に関係ないことでもいいですか。新旧対照表で、本来はどちらがいいんですかね。左に現行があって右に改正案があった方が見やすいなと思うんですが。

教育政策課長

すみません。これは新旧対照表ということで、新が左、旧が右というふうなことで慣例的に行っているところでございますが... ..

櫻井委員

普通は旧が右なんですか。

教育政策課長

旧が一応右で、ここではやっております。

櫻井委員

じゃ、最初のあれが間違っていたんですね。

教育政策課長

そうです。

櫻井委員

でも、もう流れとしてはこっちの方がいいような気がしますが。

熊谷委員長

そろえてほしいという御要望のようですが。

教育政策課長

申しわけございません。今回、ちょっと見落としまして、一部で新が右になっているものがございますけれども、改正案の方がメインになりますので、やはり先にそちらに目が届くようにというふうな配慮をしたつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

熊谷委員長

いかがでしょうか。

ほかにもし御意見、御質問がないようであれば、「議案第三十三号 新宿区教育委員会事案決定規程の一部改正」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、原案のとおり決定をさせていただきます。

議案

議案第三十四号 教育財産の用途廃止について

熊谷委員長

次に、「議案第三十四号 教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

では、議案第三十四号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第十三 議案第三十四号 教育財産の用途廃止について」御説明いたします。

これは、二枚目のところの「教育財産の用途廃止について」というものがございますので、

それに基づいて御説明いたします。

物件の表示でございます。名称が新宿区民ギャラリーの一部（二階及び共用部分）でございます。ここ、ちょっとごらんいただきたいんですけども、三枚目のところに一階部分がございます。ここの左の下のところに凡例がございますが、区民ギャラリー専有面積がこういう形、それから共用面積が斜めの線、それから東京電力所有が黒に塗りつぶされたものがございます。ここが風除室から玄関ホール、それから階段、それで、恐れ入りますが一枚めくっていただきまして二階部分がございます。階段を上がってきまして二階部分の階段のところ、それから自動ドア、それから事務室等、それからぐるりのバルコニーでございます。外のぐるりのバルコニーについては共用部分ということで処理させていただいております。それで、なお、二階部分につきましては環境学習情報センターの専有面積につきましては、二階部分のバツェン、バツェン、バツェンになっているところがございます。もともとが展示ホール二、それから多目的教室のところでございます。

もとへ戻っていただきまして、用途廃止についての御説明を続けさせていただきます。

所在が新宿区西新宿二丁目十一番四号、種類が建物、建物面積、全体が一千二百十六・六六平方メートル、財産価格といたしましては三億四千四百四十六万二千元、これは財産台帳上の価格でございます。そのうち用途廃止する部分が六百十五・七六平米でございます。用途廃止年月日が平成十六年三月三十一日、財産の引き継ぎ年月日が十六年四月一日、用途廃止の理由でございますが、新宿区立市民ギャラリーの一部（二階及び共用部分）について、環境土木部が環境学習情報センターを開設するため、用途を廃止し、区長部局へ引き継ぐものでございます。

提案理由でございますが、環境学習情報センターの設置に当たり、区民ギャラリーの一部について用途を廃止する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御質問、御意見がありましたら、どうぞお願いをいたします。

いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは、ほかに御意見、御質問がないようでございますので、「議案第三十四号 教育財産の用途廃止について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

ありがとうございました。それでは、原案のとおり決定をさせていただきます。

熊谷委員長

熊谷委員長

議 案

議案第三十五号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

熊谷委員長

次に、「議案第三十五号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

教育政策課長

では、議案第三十五号の説明を教育政策課長からお願いをいたします。

それでは、「日程第十四 議案第三十五号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。改正案が左、現行が右側でございます。

今回、第三条の視聴覚資料のところにDVDを追加するものでございます。別表第一でございますが、この二段目のところ、ビデオテープとございます。このただし書き、「ただし、DVDと合わせて利用の場合は一点」、それから、次の欄でございますが、DVDと新たに定められたものでございまして、一点というものでございまして、今回、このDVDについても利用に供するというものでございます。

施行日が平成十六年四月一日でございます。

提案理由といたしましては、視聴覚資料としてDVDの貸し出しを開始するに当たり、規程を整備する必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

熊谷委員長

説明が終わりました。どうぞ、御意見、御質問をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

特に御意見、御質問がないようでございますので、「議案第三十五号 新宿区立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

熊谷委員長

ありがとうございました。それでは、原案のとおり決定をさせていただきました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

報告事項

報告一 平成十六年度第一回新宿区議会定例会における代表質問及び複数会派の一般質問並びに答弁要旨

報告二 教育管理職の異動

- 報告三 平成十五年度第二回新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰について
- 報告四 地域学校協力体制の整備について
- 報告五 四谷地区三小学校統合協議会委員の委嘱について
- 報告六 新宿区社会教育委員の会議の提言について
- 報告七 その他

熊谷委員長

次に、事務局からの報告をお受けいたします。

報告一から報告六について一括して説明をお受けして、それから質疑を行います。よろしくお願ひしたいと思います。

次長、まず資料説明、報告一をお願ひいたします。

次長

平成十六年の第一回区議会定例会における代表質問と一般質問ということでございまして、こここのところ、定例会のたびに数多くの御質問をいただいております。今回も大分分量がありますので、多少はしよりながら御説明させていただきます。

一ページ目でございますが、まず、新宿区議会無所属クラブ、一般質問でえのき議員の方から、安全・安心のまちづくりについて、「防犯・交通安全マップ」というような御質問を受けました。そのときの御答弁でございますけれども、「防犯・交通安全マップ」の作成は、新宿区民の安全・安心の推進に関する条例に基づく安全推進地域活動重点地区に指定された戸塚地区の小学校を初め、多くの学校でPTAや地域と連携しながら、創意工夫したマップが作成されている。現在、十七校ぐらいマップの作成が進んでいるというようなことを聞いてございます。

次に、真ん中へんの新宿区議会民主・無所属クラブ、小野議員の代表質問でございます。自分で考え、行動する人材を育成する教育についてということで、新宿の理想的な教師像、生徒像とはどういうものかという大変大上段な御質問をいただきまして、答弁でございます。区長の方にも聞かれております。理想の生徒像とは、教育委員会が掲げる「広い視野と思いやりの心を持つ人、社会のルールを守る人、個性や想像力が豊かで自ら学び行動する人」という目標を理解し、成長を遂げる子供たちである。また、理想の教師像とは、生徒との信頼関係を築き、情熱を持って生徒と体面する教師と考えている。教育委員会の方からも答えております。区長とほぼ同様のことを言っているんですけども、若干言い回しが違うわけですけども、理想な生徒像とは、教育目標の広い視野と思いやりの心、地域の一員として社会のルールを守る、個性や想像力が豊かでみずから学び行動する人。理想の教師像として、

人間性豊かに子供と接し、しかるべきときはきちんとしかり、みずから考え、解決していく力を子供に育成する教師であり、保護者・地域の方々と連携して職務を遂行する、愛と情熱と行動力のある、「生きる力」を育成できる教師であると考えているというふうに教育長は答弁いたしました。

次に、下の方になりますけれども、一般質問、猪爪議員、食の安全についてということで、これは給食の調理業務の民間委託が始まりますので、その関連で聞かれております。民間委託で責任を持ったアレルギー食への対応を具体的にどうとるつもりか。次の二ページでございますけれども、あとは衛生管理のこととかを聞かれております。答弁でございます。二ページの真ん中へんになります。教育長から、調理業務の委託に当たり、アレルギー対応について十分実績のある業者を選定した。新たに作成したアレルギー対応マニュアルにより、保護者との十分な話し合いのもとに実施していく。あと、委託会社においても、区の職員が今まで衛生管理に心がけてやってきたわけですけれども、区職員と同様、徹底した衛生教育を行っている。文部科学省の学校給食衛生管理に明確で厳格な基準が定められており、これは例えば検便のことだとか、そういったことも入っております。基準どおり実施することで十分対応できると考えている、そういうふうに答えております。

二ページの下の方ですけれども、社会新宿区議会議員団、かわの議員の代表質問でございます。この中で、三ページ目になります。虐待やいじめ、あと学校選択制により極端に児童・生徒が少なくなった場合のこととかを聞かれております。教育委員会答弁ですけれども、真ん中へんにごさいますして、教職員は、児童虐待の早期発見・対応に努める必要がある。新宿区子ども虐待防止連絡会作成の「子ども虐待防止ネットワークマニュアル」を今年度中に小中学校、幼稚園の全教職員に配布し、適切な対応ができるように指導していく。それと、学校選択制絡みで規模が小さくなった学校があるわけでございますけれども、真ん中よりも下の方の段に（二）というところがございまして、保護者の主体的な選択の結果、少人数になった学校に対しては、学校に任せるだけでなく、小規模校なりの指導方法を工夫するなど、十分支援していくことが大切であるとする。学校間格差が出ないように可能な限り努力していく。こういう答弁をしています。

三ページ目の下の方に、日本共産党新宿区議会議員団、雨宮議員の代表質問、子供たちの教育環境整備についてということで、これは空調化について聞いております。中学校については、三年生に引き続いて、一、二年生の普通教室の空調化が既に決まっておりますけれども、小学校については、四校だけ特殊事情がある学校について空調を入れると、それが十六年

度予算の中身になっております。その関連で、リース方式にして小学校の全普通教室の冷房化を、ことしの夏前に実施すべきだという質問なんです。それと、もう一つ、(二)といたしまして、新宿区として三十人以下学級をまず小学校一年生からでも実施するように再度求めると、何回も言われておりますので、答弁でございます。区長の方からも答えております。まず区長は、リース方式については、単年度の財政負担は軽減されるが、複数年度の契約期間の総額から見ると、リース方式の方が財政負担が大きいと言わざるを得ない。リース方式の方が結果的にはお金がかかるといふふうに答えております。教育委員会でございますが、(一)の部分、平成十六年度は中学校一、二年の全普通教室を冷房化することとした。小学校は、学校選択の範囲が中学校と異なることなどから、特殊事情を抱える四校について環境改善を図ることとした。今後も冷房化は検討していきたいといふふうには言っていますけれども、具体的に実施が決まったのは、小学校はとりあえずこの四校ということでございます。(二)学級編制は都教委の権限であり、区教委が独自に実施するのは極めて難しい。きめ細かな指導の充実のため、区教委は、小学校一年生に限らず、少人数学習指導やチームティーチング指導の教員を配置するなど対応をとってきた。十六年度は、小学校二十七校に都からの加配教員を、三校に区費講師を配置する予定であり、全校配置が実現される。今後、国や都の動向を見据えながらとは言っておりますけれども、ここには書いてございませんが、都教委は学級規模については四十人学級が望ましいといふふうに都議会で答弁しておりまして、都教委が割合はっきりした言い方をしているものです。

それと、一般質問、沢田議員でございます。子供の安全対策について。これは、いきなり答弁の方に入りますけれども、教育委員会は、各学校が所轄警察や保護者などと連携して実践的な防犯教育を行う環境整備を支援するとともに、小学生児童に補助具として防犯ブザーを貸与した。これは年度末に急遽小学生に対する防犯ブザーの貸与を決めたわけでございます。そういうことを答えております。

それと、戸塚・大久保地区の中学校統廃合問題について聞かれております。(一)新校舎建築の工期をできる限り短縮すべきではないか。共産党は基本的には統廃合には反対なんですけれども、決まった以上は早くやれと言っているわけです。それで、工期を短縮できないかと。答弁といたしまして、(一)でございます。当初より、平成十七年度に仮校舎で統合、二十年度から新校舎という計画で関係者に説明し、学校適正配置協議会もその予定で協議が進められている。できる限り工期短縮の姿勢で臨むが、協議会の進行状況、補助金の申請、竣工後の空气中化学物質濃度測定の問題等もあり、工期短縮は厳しいことも理解しては

しいと、こういうふうに答えております。

それと、加配教員のことについても聞いております。統合加配というのがあるわけですが、それ以上の対応ができないかということなのですが、(二)のところでは答えております。東京都と積極的に教員の加配等について協議、要望していくわけですが、仮に仮校舎で過ごす生徒等の負担を十分に考慮して、さまざまな側面から支援を検討していくというふうに答えております。

その次に、新宿区議会公明党、小幡議員の代表質問でございます。安全で安心なまちづくりについてということで、子供たちに対する非行、犯罪教育を学校で徹底して行うこと。それと、防犯ブザーの貸与を小学生児童から中学生まで拡大するとともに、女子高生、高齢者への貸与ということも聞いています。答弁でございます。これは区長の方にも聞かれています。教育委員会の答弁といたしまして、については、子供を加害者にも被害者にもさせないためには、「心の教育」の充実、危険予知・危機回避能力の育成、学校・保護者・地域が一体となった防犯意識の向上などが大切と考える。それと、非行・犯罪被害者防止の学習やセーフティー教室を推進していく。それと、防犯ブザーの件につきましては、中学生の防犯ブザーの一律貸与について、保護者や学校の意見も踏まえながら検討していくと、こういうふうに答えております。

次に、歴史博物館の充実及び史跡と町興しについてということに言及してございまして、昨年十月末に「親しまれる歴史博物館へ」の提言を教育委員会にいただいております。その具体化のスケジュールを聞きたいということでございまして、提言の中に常設展示の工夫とか、インターネットによる資料映像の提供、それと、大河ドラマの「新選組！」が始まりましたから、新撰組関連の観光といいますか、そちらのニュースが大分いろいろ出ておりますので、試衛館が新宿区内にあったということで、新宿にとって新撰組はおもしろい題材と言える。早急に企画展を開催すべきではないかとか、試衛館跡、あと沖田総司終焉の地というものもあるようなんですけども、それを新宿区の史跡として指定するように要望するという質問です。六ページ目の方で答えておりますが、順番にいきますと、まず提言の内容、これは歴史博物館が親しまれる会の提言に対してなんですけれども、それをできるものから早急に取り組んでいきたい。十六年度には所蔵資料管理システムの導入、多目的ワークスペースの設置等を予定している。これは予算をいただきましたので、十六年度、できることになりました。それと、(二)の部分ですけれども、市電模型、あれが人気があるということで、それに直接乗車できるような十六年度に改修工事を行う予定である。(三)の部分ですけれど

も、インターネットによる資料映像の提供は、導入予定の所蔵資料管理システムの中で対応していきたい。それと（四）、これは新撰組関連のことなんですけれども、ブームになっているようでして、あちこちで新撰組関連の企画展等、展示会が開催されております。ただ、資料が限られているということで、同じ資料が競合しているようなんです。関連資料を新宿区は特に持っておりませんので、新宿の歴史博物館での企画展開催は現段階では難しい。それと、史跡のことなんですけど、現状では試衛館の場所が、ここがそうだったという特定はできておりません。ただ、史跡として指定することは難しいんですけども、試衛館が市谷柳町二十五番地にあったこと、そこまではわかっている。その中のどこかという特定ができないということでございますので、史跡としてではなく、案内柱のようなものの設置を検討していきたいと、これは現在そういう方法で作業を始めております。それと、沖田総司終焉の地については、説が二つあって、これはちょっと難しいんじゃないかという答弁です。

それと、スクール・コーディネーター制度について聞いております。それに対する答えなんですけれども、学校とスクール・コーディネーター制度を始めるわけなんですけれども、学校と家庭と地域の橋渡し役であり、子供の健全育成のための学校教育機能の補完や子供の居場所づくりの役割を担う学校や地域との信頼関係を築き、時間をかけて事業を構築していきたいというふうに答えております。

六ページ目の方の下に、自由民主党新宿区議会議員団、野口議員の代表質問で、やはりスクール・コーディネーター制度について聞いております。教育委員会では、これまで子供の健全育成対策をどう評価しているのか。次に、今度の制度創設、スクール・コーディネーターのことなんですけれども、その背景は何なのかという質問に対しまして、教育委員会の答弁ですが、これまでの子供の健全育成対策の評価ですけれども、新宿区では問題行動の事例は比較的少数である。これは学校、青少年委員や青少年育成委員会などが、長年、子供の健全育成活動に取り組んできたたまものであると考える。しかし、全国レベルでは少年犯罪の多発化や低年齢化が進んでおり、子供の健全育成対策の見直しが求められていることも事実である。そういうことも背景にして、地域の人材の活動や（二）の方になっていますけれども、子供の生きる力の育成が求められている。それでスクール・コーディネーターを設置するというような答弁です。

七ページ目の真ん中より少し上ですけれども、一般質問で下村議員、男女共同参画推進条例について聞いております。この質問の中身が、ジェンダーフリーということに関してということなんです。いろいろ逐一質問を受けているんですけども、はしょって申し上げます

と、答弁の真ん中よりも下の方にございますけれども、（一）男女共同参画社会は、男女が対等な立場でさまざまな活動に参画して責任を分かち合う社会であり、男らしさや女らしさを否定するものではない。以降、専業主婦はどうなのかとか、いろいろ聞かれているんですけども、ちょっと省略させていただきます。（五）で、ジェンダーフリーという言葉自体にちょっと誤解があるようだということで、「ジェンダーフリー」は、男女の違いを一切排除するような誤った認識を児童・生徒に与えるおそれもあり、現在、都教委及び各区市町村教育委員会では、「ジェンダーフリー」という用語を使用しないようにしていると、そういう指導が東京都の方からもございます。そういうことを答えました。

八ページになります。新宿区議会花マルクラブ、なす議員でございますけれども、保護者から信頼される区立小・中学校づくりについてということで、私立中学に比べ区立中学がどのような点で魅力が欠けていると考えるか。それと、公立中学離れの風潮をとめ、区立中学への進学率を高めるためにはどのような対策を講じればよいと思うか、こういう質問です。答えといたしまして、私立中学校に比べ、区立中学校に魅力が欠ける点は基本的にはないと考えるというふうに言っております。あえて挙げるならば、区立中学校は税金で運営しており、施設・設備面において限界がある。また、多様な個性や能力のある子供が在籍するため、学習指導や生活指導についての課題も多くなると考える。しかし、保護者の教育費負担が大きくならずに済む、個性豊かな多くの友達と出会うことができ、人間形成に大変有効である。それがまた長所でもあると考えている。それとあと、「公立離れの風潮をとめ」というくだりに対する答えですけれども、のところに書いてございます。単純に申し上げれば、魅力ある教員を育成する、それがアです。イといたしまして、小中連携の強化とかいうことを言っております。ウといたしまして、開かれた学校づくり、地域の誇りとなる学校づくりというようなことを言っています。エといたしまして、学習環境の改善のため、施設・設備の充実を図っていく、このような答弁をいたしております。

以上でございます。

それでは、引き続き、報告二を教育指導課長からお願いいたします。

報告の二、「教育管理職の異動」でございます。

この三月三十一日付で、四月一日から新しくということでございます。この異動の前提としまして、この三月三十一日付の校長、教頭などの退職者でありますけれども、退職者は小学校長が六人、小学校教頭二人、幼稚園の教頭一人が退職でございます。それに伴いまして、校長につきましては、その一覧表にございますように小学校、中学校合わせて十二人が昇任

熊谷委員長  
教育指導課長

で校長になったり、他区市から転入してきたり、それから内転したりというふうな状況がございます。一番上で説明いたしますと、小学校、大久保小の校長に昇任する人が長岡富美子、これまでは戸山小の教頭でありました。そういうふうな表の見方でございます。

それから、教頭が十八人でございますが、例えば幼稚園の戸塚第二幼稚園の小福田佳子、落合第四幼稚園の教諭、主任から戸塚第二幼稚園の教頭に昇任すると、そういう見方でございます。

それから、指導主事でありますけれども、一名指導主事が転出しまして、そのかわりに清瀬中から郡吉範という方が入ってくると、そういうふうなことでございます。

以上が報告の二でございます。

続いて、報告の三ですが、これは今年度の第二回新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰者の一覧でございます。ここにありますように、四人の児童・生徒が表彰されました。応募者もこの四人でございますして、全員でございます。

初めの小林清孝さんでありますけれども、東京都の一年男子百メートルで優勝した。タイムは十一秒九五ということで、この大会の参加者は五十七人であったということです。それから、大久保中の渡辺直子さんですが、全国納税貯蓄組合連合会の優秀賞ということで、これは税金についての作文で、全国の応募者は四十一万五千九百九十九人の中で優秀賞をとったということでありまして、優秀賞まで入れまして、全国で四百二十三人がとったわけですが、そのうちの一人でございます。それから、柏木小学校の米澤優花理さん、東京都空手道選手権交流大会小学校一年の部の優勝でございます。なお、その下の米澤美里さん、この子と兄弟でございます。一年生の子の方は出場者四十八人の中の優勝、三年生の子は十二人の中の優勝であります。この大会に出ること自体、それぞれの教室とか道場の中で選りすぐられて出てきているということでございます。

以上が報告の三でございます。

続いて報告の四、地域学校協力体制の整備をごらんください。

これは十六年度から新たに始めることとなります事業でございますして、アクション〇四事業予算枠を使わせていただきまして始めるものであります。

事業の目的でありますけれども、その三行目あたりに書いてあります、各地域単位での学校教育力の向上を促すため、中学校区を一つの地区として、そこにある幼稚園、小学校、中学校、地区学校間で相互活用できる外部講師（仮称スクールスタッフ新宿）を導入し、地区学校間に新たな教育ネットワークを構築するというものでございます。予算額千三百万で、

おおむね一つの中学校区に百万ほどとなります。期待される効果であります、ありますように、教員の資格を持った人、図書館司書などの資格を持った人、あるいは保育士さんなどの資格を持った方に学校に入ってきていただいているということでございます。

その裏でありますけれども、スクールスタッフ新宿の方の報償費の基準というのも決めておまして、教員資格免許取得者二千五百円、図書館司書資格者・保育士千円、その他というふうになっております。例えばモデル事業であります、一つの中学校区の中にA中、B小、C小学校、D幼稚園などというものがあつた場合には、例えばそこにあるように図書館司書を月一回中学校に、B小学校に月三回、C小学校に月3回と、TT補助教員などを毎月B小学校に三時間、C小学校に三時間、あるいはもう一方のTT補助員をB小学校に月五時間、Cにも五時間というふうな組み合わせ、これは例えばの例ですけれども、このように組み合わせ、そして、この同じ人が日によってB小学校に行ったりC小学校に行ったり、あるいはA中学に行ったりとか、それで地域としてまとまって教育力を向上させていこうと、そのようなことでございます。

次のページは、そのイメージ図であります、その裏側をちょっと見ていただきますと、地区内学校の連携を図ろうということで、A中、B小、C小、D幼稚園の校長とか、あるいは教頭、主幹などが集まってもらいまして、連携地域学校連絡会というようなものを開いて、うちの地域にはどのような外部の教育有資格者を入れたいかと話し合ってもらって、具体的なことはそこで決めていく。教育委員会の方はお金、報償費を補助するというふうにしていきたいというふうに思っています。これが報告四でございます。

以上でございます。

それでは、報告五についてお願いしたいと思います。

私の方から、「報告五 四谷地区三小学校統合協議会委員の委嘱について」口頭報告いたします。

前回、三月五日の教育委員会の際に、四谷地区三小学校統合協議会の協議経過を報告申し上げました際に、四谷第四小学校地区の町会関係代表者の方の協議会の参加をお願いしているところであると申しましたが、三月九日の第四回協議会から、町会代表として、その地区の町会の会長さんの一人であるセキグチ会長さんの参加をいただきました。これで当初予定した協議会の委員はすべて参加して協議を進めているという状況でございます。

それ以後の経過及び今後の予定などもつけ加えておきますと、三月二十二日に第五回の協議会を開催いたしました。そこで、新校の校地は旧四谷第一小学校で、統合の時期は平成十

熊谷委員長  
教育環境  
整備課長

熊谷委員長  
生涯学習  
振興課長

九年四月が望ましいというか、目指すというような基本的な方向の確認が協議会で行われたというところでございます。次回の協議会は四月七日に開催の予定でございますが、教育委員会といたしましては、協議会の基本的方向を受けて、その実現に向けて努力していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

それでは、報告六についてお願いします。

それでは、「新宿区社会教育委員の会議の提言について」御報告させていただきます。

お手元の資料の、タイトルは「私たちのまち新宿区で地域の教育力を活性化する提言」というふうなことでございます。今期は第十四期でございますして、委員の任期は平成十四年七月からことしの六月までの任期の社会教育委員の会議でございますして、ここで取りまとめたのが、本日午前で開催されました定例会におきまして、同会議の議長から教育長に提出されたものでございます。

一枚ちょっとめくっていただきたいと存じます。社会教育委員の会議では、地域の教育力を活性化するためにはどうしたらよいか、幅広い課題についてご審議いただきまして、提言として取りまとめていただいたものでございます。そこ書いてあるとおりでございます。社会教育委員の十名の方は、下の方に記載されているとおりでございます。

それから、ちょっとページをめくっていただきまして、四十八ページ、四十九ページをごらんいただければと思います。ここに平成十四年七月から本日まで開催された定例会並びに小委員会が記載されてございます。全部で十八回の定例会と三回の小委員会が行われております。さらに、そのほかにも各生涯学習施設の実地調査ということも何回か行われてございまして、こういったことからまとめられたものでございます。

ちょっと戻っていただきまして、目次をごらんいただきたいと思います。「はじめに」がございまして、大きく分けますと「地域の教育力の前提」と、それから「課題解決に向けて地域の条件づくり」、「それから地域の教育活性化のための取り組み」と、さらに「地域の教育力に関する意識調査」、それに「おわりに」という構成になってございます。

一枚めくっていただきまして、一ページをごらんいただければと思います。「はじめに」でございます。初めに、上から六行目でございますが、「近年になって特に地域の教育力がいわれるようになった背景には、社会の複雑化、価値観の多様化などに伴い、地域社会の問題、学校教育の問題、犯罪の問題、社会規範の問題など、いろいろな問題が噴出し解決が迫られるようになってきたことがあります」。一つ飛びまして、「問題の解決を考え、人びと

は地域の中で人間関係が円滑でないと感じ、新しい方向を模索しています。生涯学習活動が盛んになって自己向上の場が飛躍的に拡大していること、子どもたちの教育についても学校と地域社会の関わりが不可欠となったことなどが、地域の教育力を考える要素としてあります」ということを述べてございます。

もう一つ、二ページ目をちょっとごらんいただきたいと思います。上から一行目でございます。後半に、「わたしたち社会教育委員は、今、そして将来にわたって、地域社会がどのような条件をそなえれば、課題の効果的な解決につながるかを考え、できる限り具体的な提言をすることにしました。しかし、この課題はひじょうに範囲が広く、そのための地域の状況をすべて網羅することは困難です。新宿区には地域センターをはじめさまざまな施設があり、地域住民の活動拠点となって実績をあげてきました。そこで、住民が利用する地域のさまざまな施設、特に地域の教育力に関係の深い生涯学習施設などをとりあげて、そこで住民の活動、対応する施設の機能と運営、住民参加の方法などについて主として検討しました」ということでございます。

時間が押しておりますので、簡単に以下御説明させていただきたいと思います。一番目の「地域の教育力」の前提につきましては、aとしまして、新宿区の住民と地域社会の現状と課題が三ページ目に示されてございます。それから、四ページ目には、bといたしまして、新宿の子供と親の現状と課題が述べられてございます。これが六ページにわたっております。

大きな課題の二といたしまして、「課題解決に向けて地域の条件づくり」ということでございます。提言の下には「地域の教育力という広範な課題について、住民が利用する身近な施設、特に地域の教育に関係の深い生涯学習施設などを取り上げて検討しました」ということで、九つの項目が挙げられてございます。一つは、aとしまして社会教育会館、次が十ページになりますが、bといたしまして新宿歴史博物館、続きまして十二ページになりまして、cといたしまして地域センター、それから十四ページにわたりまして、dの特別出張所、それから、十五ページのeとして図書館がでございます。それから、十七ページの下の方に出ています、fとして児童館、それからちょっと飛ばしまして、十九ページの方にgとして公園がでございます。それから、二十一ページに至りまして、hとしまして学校施設開放がでございます。それから、ちょっと飛びまして二十三ページに、最後に地域商店会というものが示されておりまして、それぞれにつきまして課題解決に向けて地域の条件づくりが示されているものでございます。

続きまして、二十六ページをごらんいただきたいと思います。これが最終的な取りまとめ

というものでございまして、三番目といたしまして「地域の教育力活性化のための取り組み」ということとございまして、aといたしまして全般的取り組みとございまして、(一)として、住民組織を横断的につなぎネットワークを再構築するということとございまして、「地域には、現在さまざまな形で委員会や委員が置かれています。しかし、同じ人がいくつもの委員を重複して務めている場合が多く、また従来型の組織は、行政の縦割りにとれない活動も縦割りとなっています。これらの組織を整理、統合して効果的、効率的なものにして、活性化する必要があります」と述べてございまして、その二の下には、「安心して暮らせるまちづくりで最も重要なのは、人間同士のコミュニケーションといわれています。その意味で、町内会、自治会、商店会、学校、PTA、ボランティア団体などの組織を横断的につなぎ、ネットワーク化することが重要です」と述べてございまして、(二)では、住民のコミュニケーション意識を高めることとというのがございまして、下から三行目の後半でございまして、「今後は、今まで活動に消極的な領域の人びとをいかに地域の一員として巻き込んでいくかが地域の教育力を高める鍵となります。さらに、地域をつなぐ人材、つまり地域のコーディネーターを発掘し、養成することも重要となってきます」ということを書いております。それから、(三)では、地域と行政の協働を進めることとということとございまして、「地域のさまざまな課題を解決するには」、ちょっと飛びまして、「行政と住民が、相互理解による対等な関係のもとで、共通の目標のために連携し、協働して役割を担っていくことが重要となります。そのためには、住民の自治能力を高めるための学習の機会を提供し、地域情報を手立てとして交流する場づくりを支援することが行政の役割として必要です」ということを述べております。さらに、bの施設などに関係する取り組みについては、一番、社会教育会館から、次のページにいたります(九)の地域商店会まで、さまざまな提言が示されてございまして、これにつきましては、ちょっと割愛させていただきたいと思っております。

以上でございまして、よろしくお願ひいたします。

熊谷委員長

ありがとうございました。

以上で、一から六の御報告があったんですが、その他の追加で報告七がございまして、できましたら、これは教育政策課長の方から報告七について資料説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、教育委員会事務局の幹部職員の人事異動の内示がございましたので、御報告いたします。

上からですが、新任職、教育指導課長は木下川肇、練馬区の豊玉第二中学校校長からの転入でございまして、生涯学習振興課長が赤羽憲子、福祉部障害者福祉課長でございまして、生涯

学習財団担当課長が小野寺孝次で、現職が区民部副参事で、納税推進担当をしている者でございます。なお、三島教育指導課長につきましては、江戸川区立松江第一中学校長に転出でございます。田辺生涯学習振興課長につきましては、榎町特別出張所長に転出でございます。秋重生涯学習財団担当課長につきましては、総務部の男女共同参画青少年平和課長にそれぞれ異動転出予定でございます。

以上でございます。

熊谷委員長

ありがとうございました。

それでは、説明をいただきましたので、順次御質疑をいただきたいと思えます。

まず、報告一についてはいかがでしょうか。何か御質疑がございましたらお願いしたいと思えます。定例会における代表質問、一般質問並びに答弁の概要を御説明いただきましたが、何かございますでしょうか。

櫻井委員

空調化、冷房化なんですけど、特殊事情を抱える四校というのは、うるさいとかにぎやかなところにあるとか、そういうことの四校ですか。

教育環境  
整備課長

特殊事情というのは、幹線道路等ということで、周辺の環境、また学校の施設の状況、そういうものを相互的に勘案して、窓が開けられない等々の状況があるというところの四校でございます。

熊谷委員長

ほかにはいかがでしょうか。何か御質問はございませんか。

木島委員

この教育長の答弁の中で、理想の教師像というのは非常にいいですね。

山崎教育長

なかなか力強い。

熊谷委員長

ほか、御意見よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、報告第二について、「教育管理職の異動」、何か御質問ございますでしょうか。これは異動人事ですので、御意見というわけにもちょっといかないと思うんですけども。

櫻井委員

一つだけ。内転というのは同区内での異動ということなんですか。

教育指導課長

そのとおりでございます。

櫻井委員

ありがとうございます。指導主事さんが転出される方があるんですか。

教育指導課長

指導主事は教育指導課と申しますか、教育委員会に五人でありますけれども、そのうちの一人のナガツカタクマという指導主事が都の教職員研修センターの方に転出いたします。それに伴いまして、同じ中学校の保健体育の教員が入ってまいります。

熊谷委員長

退官される校長先生のその先までは把握されているんですか。

教育指導課長

把握しておるところでございます。大体先ほどの教職員研修センターですとか、それから

熊谷委員長

個々の教育センター、この教育センターが多くなります。あと教育委員会事務局です。

よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、報告三について何か御質問はございますでしょうか。平成十五年度第二回新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰、よろしゅうございますか。

それでは、報告四、「地域学校協力体制の整備について」はいかがでございましょうか。

櫻井委員

校区というのは中学、小学と、そういう意味ですか。

教育指導課長

そのとおりでございます。

櫻井委員

幼稚園も入るのでしょうか。

教育指導課長

そうでございます。

熊谷委員長

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、報告の五番目、「四谷地区三小学校統合協議会委員の委嘱について」はいかがでしょうか。何か御質問ございますでしょうか。よろしゅうございますね。

それでは、報告六の新宿区社会教育委員の会議の提言について、御質問がございましたらよろしく願いしたいと思います。いかがでしょうか。

木島委員

これは提言でございますから、帰ってよく読ませてもらわないと。じっくり読ませていただきます。

熊谷委員長

この社会教育委員というのは常設というか、どういうあれなんでしょうか。

生涯学習

任期がございまして、先ほど申し上げましたように今期は第十四期になってございます。

振興課長

十四年七月から本年六月まで、また次期につきましては新たなメンバー構成で発足する予定でございます。根拠は社会教育法にのっとりたものでございます。

熊谷委員長

それは、このように二年間ごとに必ずこういう提言を出すと、こういうふうには。

生涯学習

特に提言を出さなきゃならないという規定はございません。

振興課長

熊谷委員長

つまり、教育委員会に必ず委員の会議の結果を報告するとか、そういうことではない。それを義務づけられているわけではない。

生涯学習

特にそういった義務づけはございませんで、社会教育に関する研究とか、そういったこともやっていく。また、必要に応じて提言を行うというふうな意味合いでございます。

振興課長

熊谷委員長

こちらから、例えば教育長が少し社会教育的な観点から考えてくれと、こういうこともあり得るんですか。

生涯学習

特にそういった項目はございません。もう一度職務につきまして申し上げますと、一つは

振興課長

社会教育に関する諸計画を立案すること。二番目は、定期または臨時に会議を開くという、教育委員会の諮問に応じてでございます。諮問に応じ、これに対して意見を述べることができるということでございます。

熊谷委員長

これは特に諮問はなかった。

生涯学習

諮問はございません。

振興課長

教育長、こういう提言が出てきた場合は、この提言をいただいて、どのように。

熊谷委員長

検討して、具体化できるものは具体化していくということではないでしょうか。

山崎教育長

そうすると、きょうは報告ですけれども、この報告を受けて、いずれ審議事項なり協議事項になるという可能性はあり得るんですか。

熊谷委員長

そういうこともあり得るでしょうね。

山崎教育長

あり得るんですか。ありがとうございました。

熊谷委員長

そうすると、今までだって提言はあったわけですよ。

櫻井委員

今までもありました。

生涯学習

振興課長

十四期ですものね。

櫻井委員

これにつきましては、総合型地域スポーツクラブの創設についてという提言になっておりまして、現在、これに向けまして進めてございます。

生涯学習

ですから、しっかり読んで検討させていただきます。

振興課長

ですから、例えば議会でいろいろ問題になったときに、これは社会教育の問題であるということになれば、そこへいろいろ諮問をして、よく検討してほしいということもできるわけですね。ありがとうございました。

木島委員

それでは、最後の幹部職員人事異動について、何か御質問はございませんか。御意見がございませうか。

熊谷委員長

それでは、いかがでしょう。たしか前にはごあいさつをいただいたような気がしないでもないんですが、指導課長、きょうが最後で、無事御栄転をされるということでございますので。

教育指導課長

それでは、失礼します。貴重な時間を少しでもちょうだいして、本当に光栄に思っております。

私は、平成十三年度から三年間、指導室長、教育指導課長を務めました。この間、教科書

の採択のことですとか主幹の導入ですとか、あるいは学力問題ですとか、先生方にはさまざまに御指導いただき、また、きつくも温かくも厳しくおしかり、御指導いただきまして、本当に感謝しているところでございます。山崎教育長が常々申されています「百の施策より一人の教師」、施策は当然大事なわけでありますけれども、その重要な施策を踏まえた上で、先ほど出ました理想の教師像、教師をつくり上げるような、子供たちも生き生きした子供になるように、江戸川区の松江第一中学校で頑張っていきたいと思っております。本当に今までどうもありがとうございました。

熊谷委員長  
生涯学習  
振興課長

長いこと、どうもありがとうございました。

生涯学習振興課の田辺でございます。私は、平成十四年度から二年間でございますが、先生方に大変お世話になってありがとうございました。

生涯学習振興、生涯学習の推進を使命とするセクションでございますが、なかなか生涯学習が進まなかったということでは、大変先生方には御迷惑をおかけしたのではなかろうかなと思っております。また、今年度はスクール・コーディネーターという新しい制度を、青少年委員制度から併合するということにつきましても、いろいろ先生方のお知恵を拝借しながら、来年度四月、もう間もなくでございますが、発足しようというものでございます。これもやり残したような状況でございますが、ちょっと残念だなと思うところでございます。新しいところは出張所でございますが、出張所におきましては、地域の中で地域の皆様と一緒に、協働についてまた検討させていただければなど、非常に生涯学習とも関連があるのではなかろうかと思っております。ひとつそこでまた頑張らせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

熊谷委員長  
生涯学習財団  
担当課長

ありがとうございました。

三年前に三島課長と一緒に参りまして、生涯学習財団担当課長を務めさせていただきました。二年目と三年目にはいろいろ事件もありまして、皆様には大変御心配をおかけしました。ただ、財団自体はできて二年目のときに参りましたが、事業の方はおかげさまで順調に遂行してまいりまして、かなり軌道に乗ったというふうに感じております。次に行くところは青少年がついておりますので、また平和の問題も指導課長の分野とも重なりまして、教育委員会とは非常につながりのある部署だと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

熊谷委員長

どうもありがとうございました。

それでは、特にほかにございませぬ。ありがとうございました。

---

閉 会

午後四時十六分閉会

---

熊谷委員長

それでは、本日の教育委員会は以上で閉会とさせていただきます  
どうもありがとうございました。